

令和 7 年度 第 3 回全国健康保険協会愛知支部評議会議事概要

日 時：令和 8 年 1 月 20 日(火) 13:30～15:30

場 所：全国健康保険協会愛知支部 第一会議室

出席者：加藤評議員、権田評議員、坂本評議員、竹田評議員、柴田評議員、深谷評議員、
宮武評議員、山口評議員（五十音順）

(令和 8 年度保険料率について)

事務局より資料 1 に基づき説明

<学識経験者>

今回の平均保険料率 9.90% の根拠が今一つ良くわからない。9.90% という数字が、今後 5 年、10 年見据えたお話なのか、今回特例なのか、そのうえで賛成したいと思う。

なお、これまで中長期的に安定した財政運営のために 10.0% を維持することとしてきたと思うが、なぜ突然に引き下げるのこととしたのかお伺いしたい。

(事務局)

今回の平均保険料率の引き下げについては、何か大きな事情変更等があったからというものではなく、運営委員会及び全国の評議会のご意見や協会を取り巻く状況等を総合的に判断して、0.1% の引下げとしている。

<学識経験者>

都道府県単位保険料率 9.93% を変更することはできるのか。

(事務局)

現行の都道府県単位保険料率の算定ルールのもと、都道府県単位保険料率変更するためには、平均保険料率を変更する必要がある。

<被保険者代表>

平均保険料率 0.1% 引き下げ、愛知支部 9.93% について賛成である。

ただし、これまで平均保険料率 10.0% 維持するとしてきたが、今回平均保険料率を 0.10% 引き下げ愛知支部保険料率は 9.93% となった。今回の引き下げ判断が今後 5 年後 10 年後のシミュレーションをしっかり行ったうえで引下げを行った旨の説明があればより明確であったのではないか。

<被保険者代表>

被保険者代表として、保険料が下がることに関して賛成である。また 0.10%と言わずもつと下げられるのではないかと思う。

愛知支部は平均保険料率よりも高い。10 年先大丈夫なのかなというところで愛知支部の保険料率が平均保険料率以下となるよう行動が必要なのではないか。

(事務局)

ご指摘のとおりであり、ここ数年精算分が発生している。愛知支部の医療費の伸び率が全国平均より高いことが要因の一つとなっており、保健事業・健康づくりの推進を含め医療費の適正化に努めていく所存である。

<事業主代表>

事業主の立場から令和 8 年度の保険料については、負担する立場として賛成である。安定して協会けんぽが財性運営できていれば問題はない。令和 8 年度以降しっかりと準備金がなくならないよう運営いただきたい。

<議長>

これまで 10.0%維持ということで議論を進めてきたにもかかわらずというところの根拠がもう少し明確化にできるとよい。準備金の水準等について引き続き検討いただきたいという意見を付したうえで 9.93%に賛成ということでよろしいか。

<評議員一同>

異議なし

【令和 8 年度愛知支部事業計画（案）及び愛知支部保険者機能強化予算（案）について】
事務局より資料 2 に基づき説明

<被保険者代表>

1 月から電子申請が開始されているとのことだが、電子申請については、これまでの申請と異なることから支給決定までの日数が遅れることがないようお願いしたい。

また、DX の取組として、課題かと思うが生成 AI を活用していただき、協会けんぽとしての事業効率を上げる仕組みを導入することもひとつではないか。

保険料にも直結すると思うがジェネリックについて、ジェネリック以外の先発品を処方されると追加の費用がかかると認識しているが、この費用はどの機関がどこに請求するのかをわかっていないが、協会けんぽとの連携をしっかりとしていただきたい。

(事務局)

機密性 1

2021 年 10 月に郵便法の改正があり、それ以前は発送の翌日にはおおよそ到着していたが、現在は到着まで 2 日から 3 日かかる。電子申請についてはその郵送にかかる時間が不要となるため、傷病手当金、出産手当金等の生活保障にかかる申請については被保険者の方にとってメリットがある。任意継続資格取得申出書についても退職から 20 日以内の申請受付が必要となるが、電子申請を利用することにより郵送日数関係なく当日でも手続き可能となっている。

ジェネリック医薬品については、令和 6 年 10 月からジェネリック医薬品がありながら先発医薬品の処方を希望する場合に、その差額の 1/4 相当を自己負担する仕組みが導入されており、これを契機にジェネリック医薬品の使用率が 3%程度上がっている。患者様がジェネリックを希望された場合に、診療報酬として請求されている。今後差額を拡大すると聞いているところであり、この制度について周知を行っていく。

<被保険者代表>

生活習慣病予防健診の 20 歳、25 歳、30 歳への拡大というのは、補助があるからこの年代の方へ受診させてくださいという解釈でよいか。また受診に際し、会社の判断となるということでしょうか。

(事務局)

健診費用の補助が 20 歳、25 歳、30 歳の方に拡大されるので、ご活用いただきたい。事業者健診としての活用については会社様の判断になる。協会としては若い世代の方の健康と向き合う機会の拡大としても受診していただければと思う。

<被保険者代表>

今回の健康保険料率、子ども子育て支援金の創設、今年 10 月からの社会保険料の負担割合の変更、4 月からの扶養の認定の基準の変更、まだ未確定であるが高額療養費の改正等がある。これらは私たちの生活に直結する話となるため、この辺りの広報をしっかりやっていただきたい。

<事業主代表>

電子化が進むにあたり、対策を考えられているか心配になった。もしサーバー攻撃等で事業がストップした場合に対する対策はとられているのか。業務システムが使えなくなった時の BCP の策定を含め取り組んでいただきたい。

(事務局)

指摘ありがとうございます。協会全体で危機感を持って取り組んでまいりたい。

特記事項

- ・傍聴者なし
- ・次回評議会は令和 8 年 7 月開催予定